

個人情報の目的外の利用・提供に係る審議会の意見の聴取について

1 経緯

防災危機管理課から「災害時における安否不明者・死者の個人情報の公表について」の策定に関連し、当該安否不明者・死者の個人情報を山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、目的外に利用・提供したい旨、申し出があった。

2 意見取得の内容と形式

個人情報の目的外の利用・提供（条例第10条第2項第7号関係）において、新たに個別事項の番号5を追加する。

【参考】

意見聴取の形式

「類型事項」に係る意見聴取と「個別事項」に係る意見聴取

「類型事項」に係る意見聴取は、複数の所属で共通して行われる取得事務をまとめて一つの例外事項として認めるか否かを諮るものであり、「類型事項」として適当と認められる場合、類型事項に該当する事務については以後審議会の意見聴取は不要となる。

「個別事項」に係る意見聴取は、類型事項に該当しない事務であり、個別の事務ごとに取得を適当とするか否かを諮るものである。

本県ではこれまでも、この2種類の区分により意見聴取を実施してきた。

災害時における安否不明者・死者の個人情報の公表に係る個人情報保護委員会の
意見聴取（条例第10条第2項第7号）について

根拠規定

山梨県個人情報保護条例（抄）

（利用及び提供の制限）

第十条 実施機関は、法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

五 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

六 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行する場合において、保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由のあるとき。

3・4 略

解釈及び運用基準

・個人情報の目的外の利用・提供（条例第10条第2項第7号関係）には、次のとおり類型事項と個別事項がある。

(8) 第7号関係

ア 第1号から第6号までのいずれにも該当しない場合であっても、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるときは、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することができることとしたものである。

審議会の意見を聴くこととしたのは、実施機関が恣意的に利用目的以外に保有個人情報を利用・提供をしないようにするためである。

イ 「公益上の必要」とは、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することが、住民負担の軽減、行政サービスの向上又は行政運営の効率化など社会一般の利益を図るために必要であることをいう。

ウ 「その他相当な理由のある」とは、「公益上の必要」に準じて、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することに、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることをいう。

エ 審議会から利用及び提供制限の例外として認めるとの意見を得ているものは、表3のとおりである。

意見聴取の参考事例

・個人情報の目的外の利用・提供（条例第10条第2項第7号関係）には、次のとおり類型事項と個別事項がある。

表3 個人情報の目的外の利用・提供（条例第10条第2項第7号関係）

類型事項

番号	類 型	目的外に利用・提供する理由
1	公募して行うコンクールや懸賞等の入賞者等の個人情報を報道機関等に提供する場合	・ 公募して行うコンクールや懸賞等の結果は、慣行として入賞者等の氏名等が公表されることが前提とされている場合が多く、入賞者等の個人情報の提供は、応募者の予測の範囲内であり、また、社会通念上本人の利益になる場合が多い。
2	実施機関の説明責任を果たすため、関係者や実施機関の職員等の個人情報を報道機関等に提供する場合	・ 対象となる個人情報の内容と実施機関の行政上又は監督上の責任とを比較衡量した上で、関係者や実施機関の職員等の個人情報を提供することが公益上必要な場合がある。
3	実施機関の組織や職員の体制等を明らかにするため、職員や委員等の個人情報を提供する場合	・ 行政の透明性や県民の利便を図るため、実施機関の職員や審議会等の委員等の個人情報を提供することが必要な場合がある。
4	民間団体等が表彰等の事務を行うに当たり、当該民間団体等に対し、当該表彰等の事務に必要な範囲内で提供する場合 ただし、表彰等の事務に公益性がある場合に限る。	・ 表彰等の事務において、候補者の情報を本人から直接取得することは、本人に予断を与えることとなるなど事務の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがある。このため、民間団体等が実施する表彰等については、必要な範囲内で当該民間団体等に提供することが必要な場合がある。
5	民間団体等が委員等の選定の事務を行うに当たり、当該民間団体等に対し、当該選定の事務に必要な範囲内で提供する場合 ただし、委員等の選定事務に公益性がある場合に限る。	・ 委員、講師、指導者、助言者等の選定において、候補者の情報を本人から直接取得することは、本人に予断を与えることとなるなど事務の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがある。このため、民間団体等が実施する事務事業に係る委員等の選定については、必要な範囲内で当該民間団体等に提供することが必要な場合がある。

番号	類 型	目的外に利用・提供する理由
6	<p>事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、次に掲げるもの（公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除く。）を提供する場合</p> <p>①業種、事業内容、②事業所の名称（屋号）、所在地、電話番号、③事業者の氏名、④許可番号（指令番号）、許可年月日、許可期間満了日その他これに類するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の当該事業に関する情報について、県民が情報公開制度を利用せずこれ入手できるようにすることは、行政サービスの向上又は行政運営の効率化など社会一般の利益を図るために必要である。 事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、左の①から④までに掲げるものについては、情報の内容又は性格に照らし、これを利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる。

個別事項

番号	内 容	目的外に利用・提供する理由
1	<p>属の軍歴に関する情報を供養・慰霊等の目的や恩給・年金等の請求の目的のために申請する遺族に提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧軍人軍属の軍歴については、県が保有している兵籍簿以外のものから取得することが困難であるため、死没者の供養・慰霊等の目的や恩給・年金等の請求の目的のために申請する遺族に提供することが必要な場合がある。 ただし、死没者の供養・慰霊等や恩給等請求の目的達成のために必要と認められる情報に限り提供することとし、病歴等死没者の供養・慰霊等に直接関係しない情報や刑罰記録等本人の名誉を傷つけるおそれのあるものは提供しない。
2	<p>山梨県悪性新生物登録事業（地域がん登録事業）において取得した人口動態調査死亡票（写し）に記録されているがん患者の死亡情報（死亡した人の氏名、性別、生年月日、生前住所、死亡年月日、死亡の原因等）を民間の届出医療機関（当該がん患者の診断又は治療等に関する情報のがん届出票により県に届け出た医療機関を指す。）に提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 届出医療機関からの求めに応じて死亡情報を提供することにより、今後のがん診療、研究等に活用され、院内がん登録やがん医療の均てん化に繋がるとともに地域がん登録の届出を促すこととなるため、公益上の必要があると認められる。
3	<p>森林計画図簿に記載された森林所有者氏名、森林の地番及び当該森林に係る樹種、蓄積等の情報を集約化経営の意欲、能力を有し、個人情報保護に関する取扱を定めている林業事業体に提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経営の集約化を主とした森林経営計画の作成及び集約化に必要な森林所有者への受委託契約の働き掛けを促すことにより、効率的な森林施業の推進に寄与するという公益上の必要性があると認められる。

4	<p>臓器移植法に基づく臓器移植の対象となる児童に関する情報のうち次に掲げるものを、臓器を提供しようとする医療施設に提供する場合</p> <p>①当該児童についての虐待相談としての対応記録の有無とその期間、②当該児童のきょうだいの虐待相談としての対応記録の有無とその期間、③当該児童のきょうだいについての不審死並びに乳幼児突然死症候群（疑い含む）に関する情報の有無、④当該児童の保護者についての覚醒剤や麻薬などの違法薬物の使用に関する情報の把握の有無とその時期、⑤当該児童の家庭におけるDV情報の把握の有無とその時期</p>	<p>・児童虐待が行われている場合には、それらの事実の有無を当該児童の家族等に確認したとしても、客観的な情報の入手は困難と認められる。このため、臓器を提供しようとする医療施設に対して、児童相談所における当該児童の児童虐待相談記録等の情報を提供することにより、虐待をした親等が証拠隠滅を図るために臓器提供に同意することを防ぎ、臓器移植法に基づく、公正かつ適切な臓器提供が達成されるという公益が認められる。</p>
---	--	---

今回、新たに加える個別事項

番号	内 容	目的外に利用・提供する理由
5	<p>山梨県防災基本条例第2条で規定する災害のうち、豪雨や地震などの異常な自然災害により生ずる被害が発生し、県災害対策本部が設置された場合において、安否不明者及び死者の個人情報（住民基本台帳に記載された氏名、住所、性別、発災時の年齢）を自ら利用し、又は関係機関に提供する場合</p> <p>ただし、次の全てに該当する場合に限る。</p> <p><安否不明者></p> <p>① 県災害対策本部長が、公表することにより、捜索活動の円滑化に資すると判断した場合</p> <p>② 住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合</p> <p><死者></p> <p>① （死者に遺族がいる場合）遺族の同意があること</p> <p>② 県災害対策本部長が、公表することにより、捜索活動の円滑化に資すると判断した場合</p> <p>③ 原則として、住民基本台帳の閲覧制限が併せて措置されている者がいない場合</p>	<p>災害時には、国、市町村、防災関係機関等と連携して、被災者の救助その他の災害応急対策を的確に実施することが重要である。</p> <p>特に、安否不明者及び死者の個人情報を公表し、又は関係機関等に提供することにより、救命・救助を必要とする者が特定され、及び捜索範囲が絞り込まれるなど、迅速かつ効率的な救命・救助活動等に資するという公益が認められる。</p>

行管 第 966 号

令和元年 8 月 15 日

山梨県個人情報保護審議会会長 殿

山梨県総務部行政経営管理課長



保有個人情報の目的外の利用・提供に伴う山梨県個人情報保護審議会の
意見の聴取について（依頼）

このことについて、別添のとおり防災危機管理課長から申し出がありましたので、知事が保有する個人情報の保護に関する事務取扱要領第 11 の 2 の規定により山梨県個人情報保護審議会に諮ります。

行政経営管理課長 殿

防災危機管理課長

保有個人情報の利用及び提供の制限に係る意見聴取について

このことについて、次の保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供について、山梨県個人情報保護条例第10条第2項第7号の規定により、山梨県個人情報保護審議会の意見を伺う必要があるため、申し出ます。

1 個人情報取扱事務の概要

(1) 事務の名称

災害時における安否不明者・死者に係る個人情報の公表基準について

(2) 所管課室所

防災危機管理課

(3) 提供先

報道機関、一般県民

(4) 提供方法

記者会見（記者投げ込み含む）、県ホームページへの掲載

2 目的外に提供しようとする保有個人情報

氏名、住所（字名まで）、性別、生年月日（発災時の年齢）

3 当初特定した利用目的

消防庁への報告を目的としています（市町村毎の人数）。

4 目的外の提供の目的

個人情報の公表によって、安否不明者と思われていた方が名乗り出たり、関係者から安否不明者の情報が提供されることで、捜索範囲を絞り込むことにより、円滑な救出・救助活動を図ることを目時とする。

また、知人や友人など多くの関係者が安否情報を求め、必要以上に関係者が被災地に赴いたことによる交通渋滞や二次被害を防止することも目的とする。

5 目的外に提供しなければならない理由

公表することにより、捜索活動の円滑化に資するため。なお、市町村において、住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないことを条件とします。

6 提供の時期

審議会の答申後、適時

災害時における安否不明者・死者に係る個人情報の公表方針（案）

山梨県防災局

1 経緯

災害時における氏名等の個人情報公表の取り扱いについては明確な方針がないことから、災害発生に備え、速やかに県個人情報保護条例との整合性を図ったうえで公表方針を策定する必要がある。

2 目的

災害時における安否不明者・死者に係る個人情報の公表によって、安否不明とされていた方が名乗り出たり、関係者から安否不明者の情報が提供されることにより、捜索範囲を絞り込むこと及び知人や友人など多くの関係者が安否情報を求め、必要以上に関係者が被災地に赴くことによる交通渋滞や二次被害を防止することにより、救出・救助活動の円滑化を図ることを目的とする。

3 公表対象の災害等

県防災基本条例第2条で定める災害のうち、豪雨や地震などの異常な自然現象により生ずる被害が発生し、県災害対策本部が設置された場合とする。

- 県は、警察が公表対象としていない「異常な自然現象により生ずる被害」が発生した場合を対象とする。
- 県防災基本条例第2条で定める災害は、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義している。
※ その他の異常な自然現象：冷害、干害、雹害、霜害、旋風、山崩れ、土地隆起、土地の沈降等
※ 政令で定める原因：放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故（旅客列車の衝突、航空機の墜落、極端な雑踏等）

4 公表する個人情報

氏名、住所、性別、発災時の年齢を公表する。

- 個人情報を公表する狙いは、①安否不明と思われていた方が名乗り出ること、②知人や友人等の関係者から情報提供を受けること、③多くの人が安否情報を求め、殺到することにより生じる交通渋滞や二次災害を防ぐことにより、円滑な捜索活動及び迅速な救出・救助活動を図り、少しでも多くの人命を救助することであるため、個人の特定に必要な5つの情報を公表する。
- 氏名について、政府では「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」において、「本人から申請があった場合は、住民票の記載事項として旧氏を定める」ことを検討しており、制度改正後、該当者は、公表する氏名に「旧氏」を含める（令和元年11月5日施行予定）。
- 性別については、一般的に性別が判別しにくいと受け止められがちな氏名の方（例：Aさん）が安否不明になった場合、知人や関係者が、「Aさんが安否不明」と分かる情報を公表し、Aさんに関する情報提供を促進させるため、性別を公表する。
- 年齢については、時間の経過と共に増えることから、発災時の年齢とする。また、本人の特定に、生年月日までは必要ないと考えられるため、年齢とする。
- 警察では、氏名、住所（番地まで）、性別、職業を公表している。

5 個人情報の公表方針

(1) 安否不明者の場合

次の全てに該当する場合に、山梨県個人情報保護条例第10条第2項第7号に該当するものとして個人情報を公表する。

- ① 県災害対策本部長が、公表することにより捜索活動の円滑化に資すると判断した場合
- ② 住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと

- ① 公表することにより捜索活動の円滑化に資すると、県災害対策本部長が判断した場合について
 - ・ 県災害対策本部長が、安否不明と思われていた方が名乗り出たり、関係者から安否不明者の情報が提供されることで、捜索が必要な範囲を特定できることにより、消防、警察、自衛隊、社会福祉協議会を通して活動する「ボランティア」等、多くの人的資源や資材を集中的に投入できるなど、円滑化に資すると判断した場合のことをいう。
- ② 市町村において、住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないことについて
 - ・ 一部の住民においては、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等(※1)に基づき、住民票の写し等(※2)の交付を制限することで、DV等被害者の保護を図る制度があることから、そのような制限がある方については、災害時においても個人情報を非公表とする。

※1：配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法に準じるケース
※2：戸籍の附票の写し、住民基本台帳の一部の写し

(2) 死者の場合

次の全てに該当する場合に、山梨県個人情報保護条例第10条第2項第7号に該当するものとして個人情報を公表する。

- ① (死者に遺族がいる場合) 遺族の同意があること
- ② 県災害対策本部長が、公表することにより捜索活動の円滑化に資すると判断した場合
- ③ 原則として、住民基本台帳の閲覧制限が併せて措置されている者がいないこと

- ① (死者に遺族がいる場合) 遺族の同意があることについて
 - ・ 近年の他県による公表事例を鑑み、残された遺族の心情に配慮するために、親族の同意を求めることとしており、親族の範囲は、民法第725条の範囲のうち、任意の者とする。
 - ※ 民法第725条(親族の範囲)：6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族
- ② 公表することにより捜索活動の円滑化に資すると、災害対策本部長が判断した場合について次のことについて、県災害対策本部長が判断した場合のことをいう。
 - ・ 知人や友人など多くの関係者が安否情報を求め、必要以上に関係者が被災地に赴くことにより生じる交通渋滞や二次災害などの混乱を回避することができるため、捜索活動の円滑化に資すると見込まれる
 - ・ 社会福祉協議会を通して活動する「ボランティア」等に死亡の事実を公に伝えることにより、生存の可能性がある「救助を必要とする人」に対して、人的資源を向けることができるため、捜索活動の円滑化に資すると見込まれる
- ③ 原則として、住民基本台帳の閲覧制限が併せて措置されている者がいないことについて
 - ・ 死者と併せて子ども等が閲覧制限されており、措置の継続が必要なケースも考えられるため、市町村や児童相談所等と十分に連携した上で、個々のケースごとに公表の判断を行うこととする。

6 市町村が行う公表との関係

本公表方針は、各市町村が独自に公表するものを妨げるものではない。

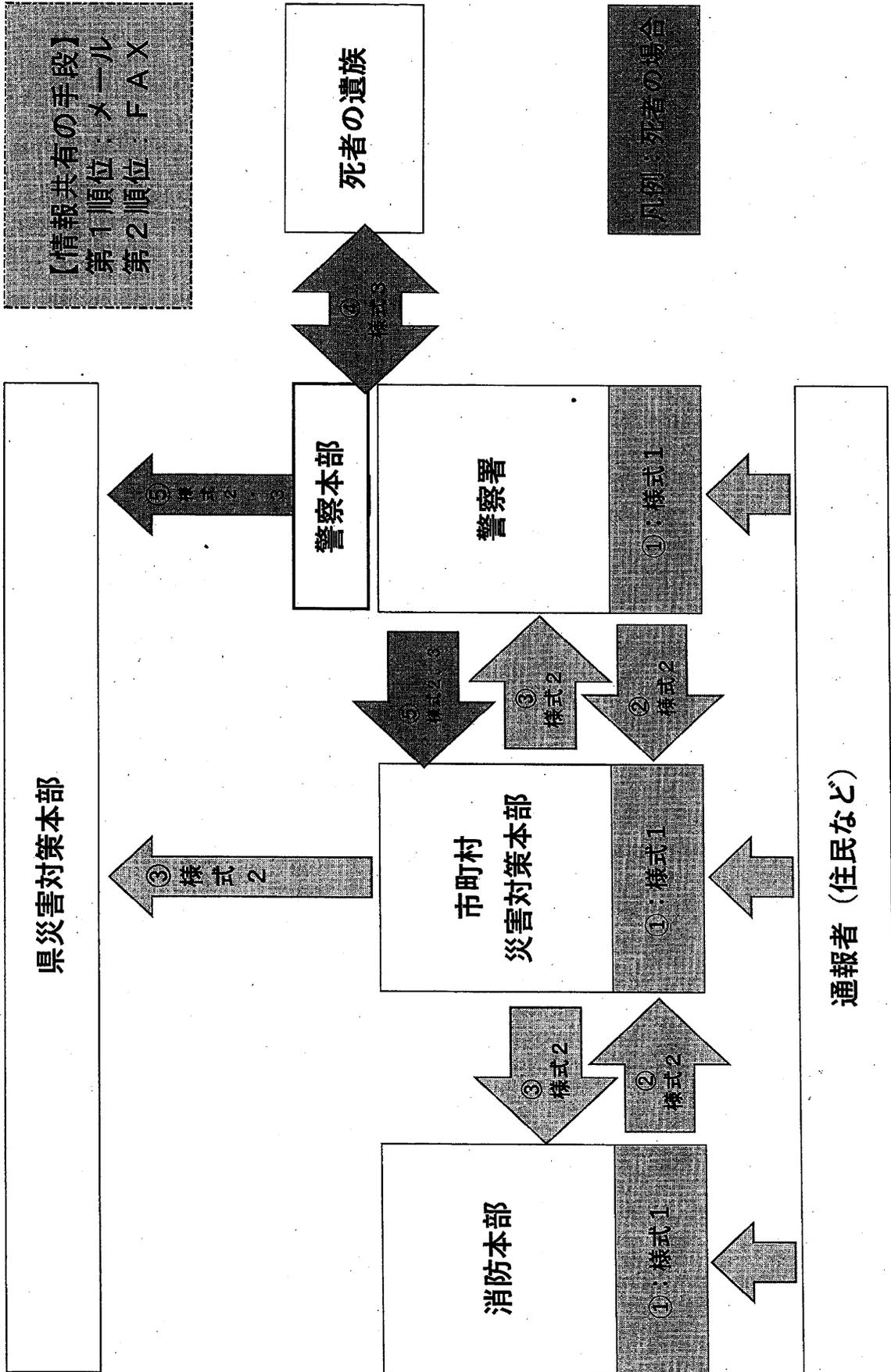
情報共有了口一子ヤ一ト

使用する様式

【様式1】 災害による（安否不明者・死者）に関する記録用紙

【様式2】 災害による安否不明者・死者の情報提供

【様式3】 個人情報公表に係る同意書



- ① 住民等から通報を受けた機関は、その時点で把握した情報を様式1に記録
- ② その後、様式2を作成の上、所管市町村災害対策本部に情報提供（市町村災害対策本部自らが通報を受理した場合を除く。）
- ③ 所管市町村災害対策本部は、様式2をとりまとめ、住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認の上、様式2により県災害対策本部・所管警察署・所管消防本部に情報提供（第1報）

<ul style="list-style-type: none"> ④ 警察が、遺体を遺族に引き渡す際に、同意書【様式3】を取得 ⑤ 警察署は、【様式2】及び【様式3】を、警察本部を通じて県災害対策本部及び所管市町村災害対策本部に情報提供 	<p style="text-align: center;">死者の場合</p>
--	---

災害による（ 安否不明者 ・ 死者 ）に関する記録用紙

通 報 日 時	年 月 日 時 分
通 報 者	
通報者連絡先	
受 理 者	〇〇課〇〇担当（氏名）〇〇〇〇

1 発生場所

〇〇市町村〇〇

2 発生状況（概要）

土砂被害 ・ 河川被害 ・ その他（ ）

3 個人に関する情報

(1) 氏 名（ふりがな）

〇〇 〇〇（〇〇 〇〇）

(2) 住 所

〇〇市町村〇〇番地

(3) 性 別

男性 ・ 女性

(4) 生年月日（発災時の年齢）

〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇歳）

4 その他の情報

第 報

災害による安否不明者・死者の情報提供

様 式 2

記入上の注意事項

- ※1 第〇〇報には、所管市町村災害対策本部が記入してください。
- ※2 特記事項には、その方の変更情報を記入してください。(〇月〇日〇時に発見など)
- ※3 番号は、所管市町村災害対策本部が情報を整理の上、市町村ごとに通し番号を付けてください。

報告日時	年 月 日 時 現在
機関名	
報告者(職・氏名)	
報告者連絡先	

市町村 通し番号	区 分	通報日時	発生場所	発生状況(被害)	個人に関する情報		家族に関する情報		備考
					住所	性別	年齢	家族関係	
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>
	安否不明者・死者	月 日 時 分	(市・町・村) 地内	土砂被害・河川被害・その他()		男・女	有・無	有・遺族なし・無・遺族不明	<input type="checkbox"/>

年 月 日

山梨県知事 殿

個人情報の公表に係る同意書

私は、
の遺族として、災害時における個人情報の公表方針に基づき、
報道機関等に公表されることについて同意します。

(住所)

(氏名)

印

【遺族の種別】

配偶者 ・ 父母 ・ 子 ・ 兄弟姉妹 ・ 甥姪
その他 ()

山梨県個人情報保護条例（平成十七年条例第十五号）抄

(利用及び提供の制限)

第十条 実施機関は、法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。)に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

五 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

六 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行する場合において、保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

知事が保有する個人情報の保護に係る事務取扱要領（抄）

第11 審議会への意見の聴取

1 意見の聴取の申込み

(1) 条例の規定により審議会に意見を聴く必要があるときは、担当所属は、事前に行政経営管理課に協議の上、次の意見聴取事項の区分に応じ、当該各区分に掲げる事項を記載した書面を作成し、その書面を行政経営管理課に提出して申し込むものとする。

ア 要配慮個人情報の取得制限の例外事項（条例第5条第3項第3号関係）

- (ア) 個人情報取扱事務の概要
- (イ) 取得しようとする個人情報
- (ウ) 個人情報の利用目的
- (エ) 取得しなければならない理由
- (オ) 取得する時期

イ 本人からの取得原則の例外事項（条例第5条第4項第8号関係）

- (ア) 個人情報取扱事務の概要
- (イ) 本人以外から取得しようとする個人情報
- (ウ) 個人情報の利用目的
- (エ) 本人以外から取得しなければならない理由
- (オ) 取得する時期

ウ 目的外の利用又は提供の制限の例外事項（条例第10条第2項第7号関係）

- (ア) 個人情報取扱事務の概要
- (イ) 目的外に利用又は提供しようとする保有個人情報
- (ウ) 当初特定した利用目的
- (エ) 目的外の利用又は提供の目的
- (オ) 目的外に利用又は提供しなければならない理由
- (カ) 利用又は提供の時期

エ オンライン結合による提供の開始（条例第11条第2項関係）

- (ア) 個人情報取扱事務の概要
- (イ) オンラインシステムの概要
- (ウ) セキュリティ措置の概要
- (エ) オンライン結合により提供しなければならない理由
- (オ) オンライン結合による提供の開始の時期

オ 個人情報取扱事務の登録の適用除外事項（条例第13条第7項第4号関係）

- (ア) 個人情報取扱事務の概要
- (イ) 適用除外措置が必要な理由

(2) 担当所属は、上記(1)の申込みに当たって、その他必要な資料があるときは、行政経営管理課に提出するものとする。

2 意見の聴取の手続

行政経営管理課は、上記1による申込みを受けたときは、適宜とりまとめを行った上で、審議会に諮るものとする。

また、担当所属は、必要に応じ、審議会において当該意見聴取事項に関する説明を行うものとする。

3 審議会における意見の通知及び公表

意見聴取事項について、審議会の意見がまとまったときは、行政経営管理課はその内容を担当所属に通知するとともに、県のホームページに掲載することにより公表するものとする。

